

(2) 確実に建設できる資金計画を有しているか。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
新設法人	1 事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。	施設建設計画書及び設立代表者等に面接の上確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設計画書</li> <li>補助予定通知(確約)書</li> <li>債務負担行為確約書</li> <li>金融機関融資証明書</li> <li>贈与契約書(身分証明書、印鑑登録証明書を添付)</li> <li>残高証明書</li> <li>所得証明書</li> <li>不動産価格評価書(土地補充課税台帳登録証明書)</li> </ul>	(資金計画) 施設建設資金は、補助金、公的借入金(独立行政法人福祉医療機構等貸付金)のほか、確実な寄附金によること。	民間資金の借入を予定している場合は、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめること。
	2 自治体から補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあるか。	補助予定通知(確約)書及び補助予定自治体に連絡の上確認すること。		補助予定通知書(確約)書の通知者は、原則として区市町村長であること。	
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか。	独立行政法人福祉医療機構等の借入先に連絡の上確認すること。		民間資金の借入を行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。	
	4 寄附金(設立当初の自己資金)は確実なものであるか。	贈与契約書、残高証明書、所得証明書等及び寄附者に面接の上確認すること。		寄附金は、施設建設計画に基づく自己資金として十分と認められる額であること。	寄附金は、寄附者において確実に保有されていなければならないこと。
	5 借入金償還の見通しはあるか。	(1) 償還財源に寄附金を充てるときは、贈与契約書、所得証明書等及び寄附者に面接のうえ確認すること。 (2) 償還財源に自治体の補助金を充てるときは、債務負担行為確約書、補助予定通知書等及び補助予定の自治体に連絡のうえ確認すること。 (3) 介護保険法上の事業を営む場合で、その収支差額を公的借入金の償還に充てるときは、資金収支見込計算書等により、その収支見込に無理がないか確認すること。		(寄附金) 償還財源として確実に寄附される見通しがあること。  (介護保険事業の収支差額) 償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあること。	(寄附金) (1) 寄附者(保証人も含む。以下同じ)の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。 なお、個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。 (2) 寄附者は完済時において寄附できる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合には認められること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
既存法人	1 上記1～2に同じ	同左	同上のほか ・決算書 ・寄附受入実績 ・償還計画書 ・資金収支見込計算書 ・社会福祉充実残額計算結果 ・社会福祉充実計画	同左	同左
	2 借入金は確実に調達できる見込みがあるか。	独立行政法人福祉医療機構等の借入先に連絡の上確認すること。		当該事業にかかわる長期借入金は、原則として公的借入金(独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。)に限るものであること。 民間資金の借入金を予定している場合には、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめるよう指導すること。また、その償還財源が区市町村からの補助金であるなど、償還が確実にあること。	民間資金の借入れを行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。 返済が確実であり、やむを得ず担保に供する場合であっても、所轄庁の承認が必要となるので、担保提供承認申請手続を行わせてうえで認めること。
	3 上記4に同じ	同左		同左	同左
	4 借入金償還の見通しはあるか。	(1) 償還財源に寄附金を充てるときは、贈与契約書、所得証明書等及び寄附者に面接のうえ確認すること。 (2) 償還財源に自治体の補助金を充てるときは、債務負担行為契約書、補助予定通知書等及び補助予定の自治体に連絡のうえ確認すること。 (3) 介護保険法上の事業を営む場合で、その収支差額を償還に充てるときは、資金収支見込計算書により、その収支見込に無理がないか確認すること。		(寄附金) 償還財源として確実に寄附される見通しがあること。  (介護保険事業の収支差額) 償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあること。	(寄附金) (1) 寄附者(保証人も含む。以下同じ)の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。 なお、個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。 (2) 寄附者は完済時において寄附できる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合には認められること。
	5 累積借入金に対して償還の見通しはあるか。	決算書、社会福祉充実計画(社会福祉充実残額計算結果)及び資金収支見込計算書等により確認すること。		当該計画事業において、借入金を返済し、かつ、施設運営及び大規模修繕に必要な自己資金の確保ができること。	(1) 整備区分が創設及び全面改築又は移転改築の案件に限る。 (2) 借入金に区市町村からの償還補助が確約されている場合は、補助相当額を差し引いて計算することができる。 (3) 大規模修繕に必要な費用については、平成29年1月24日付雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」3(5)⑤の算定方法により計算すること。 なお、大規模修繕費用については、おおむね20年目で必要な資金が確保できること。 (4) 補助金又は交付金の国内示額が削減されるなど、協議時の資金計画を変更する必要がある場合は、償還が確実であることを確認した上で個別に判断すること。
	6 自己資金は確実に保有されているか。	決算書及び残高証明書により確認すること。			